

# 電子申請とは

「磁気媒体届書作成プログラム」とは

平成18年10月23日(月)～29日(日)は“電子政府利用促進週間”です

平成18年10月

社会保険庁

## 目 次

はじめに

1. 電子申請って何・・・紙との違いは？
2. なぜ電子申請なの・・・メリットは？
3. セキュリティ対策は？
4. 電子申請に必要なものは？
5. 社会保険の手続は電子申請できるの？
6. 磁気媒体届書作成プログラムとは？
7. これまでの経緯は？

## はじめに

政府においては、コンピュータやネットワークなどの情報通信技術(IT)を行政のあらゆる分野に活用することにより、国民の皆様や企業が行政機関に対して行う申請・届出などの手続について、従来の“紙”による手続から“電子申請”による手続に変えていただく取組を進めています。

こうした取組を通じて、国民の皆様・企業の事務負担等の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化等を図るため、法令整備や各種施策を実施しています。

### 1. 電子申請って何・・・紙との違いは？

従来は、“紙”による申請・届出が一般的

1. 役所の窓口などで所定の用紙“紙”の入手が必要。
2. 必要事項の記入、署名が必要。
3. 郵送又は窓口までの持参が必要。

電子申請は、“紙”に代わるもの

1. 所定の用紙“紙”は不要。
2. インターネットに接続したパソコンがあれば手続可能。
3. 必要なプログラムは無料で入手(ダウンロード)可能。
4. 24時間365日、いつでも手続可能。

## 2. なぜ電子申請なの・・・メリットは？

### 電子申請のメリット

1. 所定の用紙を窓口まで取りに行ったり、申請・届出のために役所に行く手間や費用が節減できます。
2. 24時間365日、いつでも手続きできます。
3. 自宅や会社に居ながらにして手続きできます。
4. 電子データだから容易に保存、再利用ができます。

## 3. セキュリティ対策は？

電子申請を安心して利用していただくために・・・

### 1.申請データの暗号化

送信される申請データは、すべて自動的に暗号化しています。

※申請データが所定の役所に到達したときはメールで「到達番号」と

「処理状況確認ID」をお知らせします。

※処理状況はホームページで確認することができます。

### 2. 電子証明書

申請者等の電子証明書を添付することにより、実在しない会社や人物になりすます行為やデータの改ざん等、第三者による不正行為を防止します。

### 3.その他

申請データを受け付ける役所側のコンピュータシステムは、外部からの不正なアクセスを防ぐため、ファイアウォールの構築などセキュリティ対策に万全を期しています。

## 4. 電子申請に必要なものは？

### 電子申請を始めるには…

#### ■ 電子申請を始めるために必要なもの

1. インターネットに接続しているパソコン
2. 公的個人認証や電子認証登記所などの“電子証明書”
3. ICカードから電子証明書情報を読み取るカードリーダー
4. 電子申請するための申請用プログラム(厚生労働省ホームページからいつでも無料でダウンロードできます)
5. 適用関係6手続(後述)の場合は、さらに『磁気媒体届書作成プログラム』(社会保険庁ホームページからいつでも無料でダウンロードできます)

最初の環境設定は多少面倒かも知れませんが、反復・継続して行う手続など事務の省力化に威力を発揮します。

## 5. 社会保険の手続は電子申請できるの？

- 平成15年10月から電子申請による手続を受け付けています。
- 現在、社会保険事務所等に提出していただく健康保険・厚生年金保険など246手続のうち、244手続が電子申請可能です。
- 社会保険の手続の総申請件数は、年間約1億2000万件。  
このうち、適用関係6手続(取得、喪失、算定、月変、賞与、厚年住変)が全体の51%を占めていることから、これら手続の電子申請への移行に重点的に取り組んでいます。

(参考)

## 社会保険におけるオンライン利用促進のための重点取組事項

1. 社会保険労務士が代行申請する際、「磁気媒体届書作成プログラム」を利用した適用関係6手続について、事業主の電子証明書に代えて、社会保険事務所が発行する「識別番号・暗証番号(ID・パスワード)」にて電子申請することを可能とする利用促進策の取組。
2. 「磁気媒体届書作成プログラム」を利用した適用関係6手続について、磁気媒体による届出から電子申請による届出への移行。

## 6. 磁気媒体届書作成プログラムとは？(1)

### 磁気媒体届書作成プログラムとは

- 企業が既にコンピュータシステムで保有している従業員の氏名、生年月日、賃金等のデータを基に、申請データを簡便に作成(編集)するためのプログラムです。

### 磁気媒体届書作成プログラムの経緯

- 平成8年度から  
厚生年金保険の一括適用事業所が磁気媒体(FDやMOなど)で申請できるようになりました。
- 平成14年度から  
すべての事業所で利用できるようになりました。
- 平成15年10月から  
このプログラムで作成したデータを使って「電子申請」することが可能となりました。

このプログラムが利用できる手続は、以下の適用関係6手続です。

- ①資格取得届
- ②資格喪失届
- ③算定基礎届
- ④月額変更届
- ⑤賞与支払届
- ⑥厚年住所変更届

## 6. 磁気媒体届書作成プログラムとは？(2)

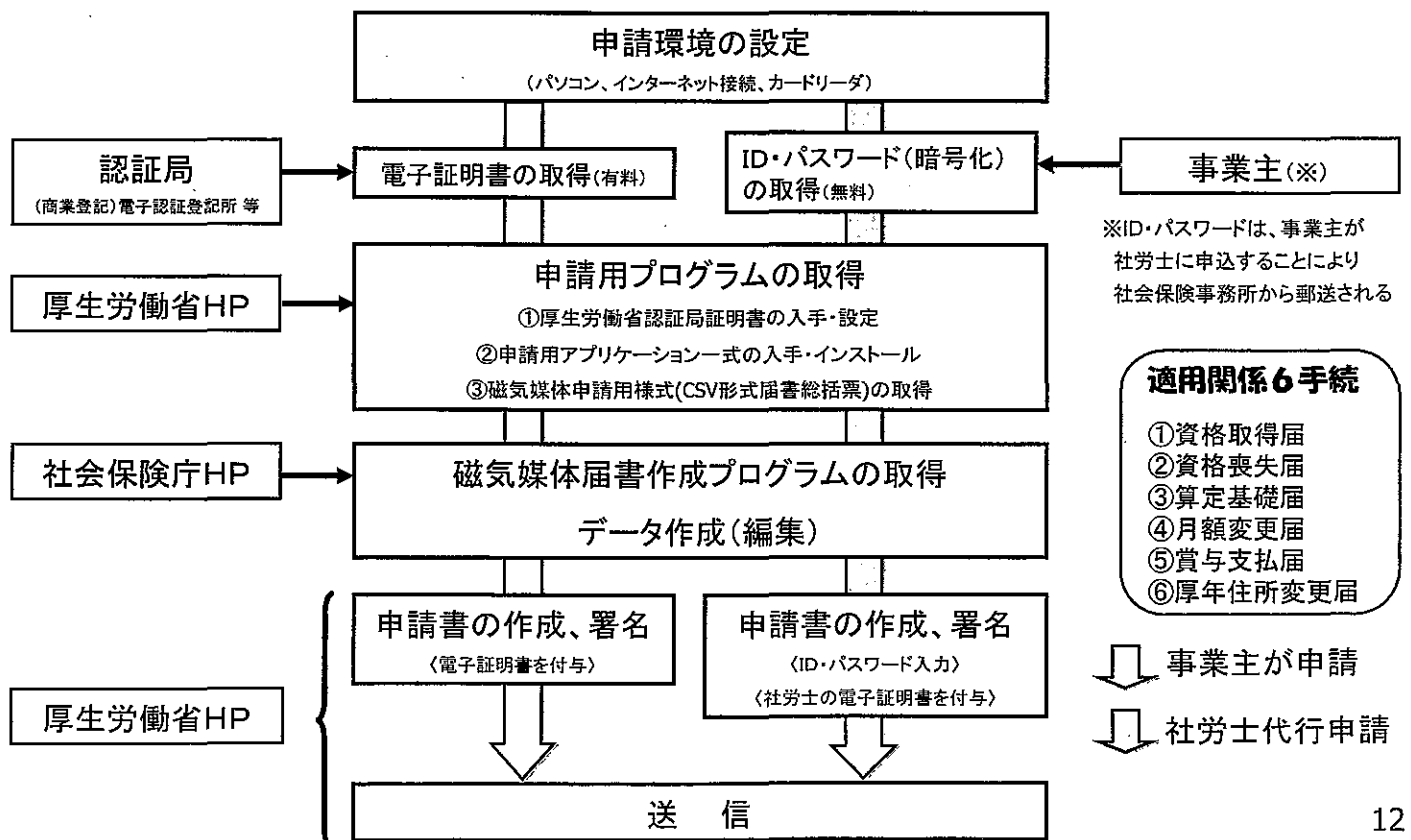
### 磁気媒体届書作成プログラムの特徴、メリット

- 従来の「紙」による手続の場合に生じ得た「転記ミス」がなく、作成したデータは提出前に機械的にチェックすることができ、正確な手続が可能です。
- 社会保険庁ホームページからいつでも「無料」でダウンロードして利用することができます。
- このプログラムは、そのまま利用することもできますが、企業独自に加工して申請できるよう「磁気媒体届書作成仕様書」も公開しています。

11

#### 適用関係6手続

### 「磁気媒体届書作成プログラム」を利用した電子申請の流れ



12

## 7. これまでの経緯は？

### 《電子申請に関するこれまでの主な経緯》

- 平成12年 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)制定
- 平成14年 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(行政手続オンライン化法)制定
- 平成15年 電子政府構築計画(平成17年度までの3カ年計画)を決定
- 平成17年 オンライン利用促進対象手続を決定  
※社会保険においては、年間申請件数10万件以上の37手続
- 平成18年
  - 1月 IT新改革戦略(22年度までにオンライン利用率50%以上)を決定
  - 3月 オンライン利用促進行動計画(20年度までの3カ年計画)を決定
  - 6月 社会保険労務士による代行申請の際の事業主認証の「ID・パスワード」の発行開始
  - 7月 重点計画－2006を決定
  - 8月 電子政府評価委員会(第1回)を開催・・・PDCAサイクルで監視
  - 〃 電子政府推進計画(22年度までの5カ年計画)を決定
  - 10月 資格取得届提出時の年金手帳の添付を省略
  - 12月 住民基本台帳ネットワークシステムの利用による現況届の省略(予定)

### 「電子申請」や「磁気媒体届書作成プログラム」などについて詳しく知りたいときは・・・

#### 社会保険庁ホームページ

- 電子申請とは..... [http://www.sia.go.jp/sinsei/e\\_appli/index.htm](http://www.sia.go.jp/sinsei/e_appli/index.htm)  
※「電子申請の仕組み」や「電子申請の手順」等のほか「よくあるご質問(FAQ)」を掲載しています。
- 磁気媒体申請とは..... <http://www.sia.go.jp/sinsei/fd/index.htm>  
※「磁気媒体届書作成プログラム」をダウンロード(無料)できます。

#### 厚生労働省ホームページ

- 厚生労働省電子申請・届出システム《社会保険や労働保険の電子申請の入口です》  
.....<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html>  
※社会保険や労働保険手続の「申請用プログラム」をダウンロード(無料)できます。

#### 総務省ホームページ

- 住民基本台帳ネットワークシステムについて  
.....<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/index.html>
- 公的個人認証について.....<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/kojinninshou.htm>

#### 電子政府の総合窓口

電子申請のポータルサイトの整備に向けて準備中

- e-Gov(電子政府の総合窓口).....<http://www.e-gov.go.jp/>  
※各府省がホームページで提供している行政情報の横断的検索や法令検索とともに、個人向け、企業向け手続案内が掲載されています。

## おわりに

○ 電子申請の利用促進については、政府の方針として平成22年度末までにオンライン利用率50%以上を目標としており、平成18年3月に決定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、各手続について平成20年度末までの3年間の目標を設定しております。

〔例えば、算定基礎届など適用関係6手続については、平成20年度におけるオンライン利用率の目標を25%としております。〕

○ この資料は、社会保険庁の職員が電子申請の基本的な知識を習得し、被保険者や事業主などのお客様に電子申請を利用していただくための周知・広報を行うことを目的として作成したものです。

○ 新規適用事業所説明会や算定基礎説明会などの場を活用した周知にもお役立てください。

※お客様に配布する際には、14頁までの構成としてください。